

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、平成17年11月11日付けで「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇マンションの建築確認書、確認のための旧国分市及び建築主からのすべての書類。建築課において確認のためになされた全ての審査・検査」（以下「本件請求内容」という。）の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇マンション新築工事確認申請書一式」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成17年12月6日付け建第362号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成17年12月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し、不開示とされた設計図書欄の基礎伏図、構造詳細図、構造計算書の開示を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人は口頭による意見陳述を辞退した。

ア 不開示理由では、条例第7条第2号に該当とあり、同号ただし書のいずれにも該当しないとあるが、この建物は、設計図書、施工面でただし書に該当するものと思われる。

イ 施工主、施工者、管理者、資材会社、設計事務所が同じグループで設計、施工さ

れるので、設計図書の開示をしてもらって、外の検査機関にチェックしてもらう必要がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、建築主が、建築物を建築しようとする為に設計者に依頼して、当該設計者が建築設計に関する知識と独自の技術力を駆使して設計した建築物の設計図書である。

また、その計画が建築基準関係法令に適合するものであることについて、当該工事着手前に建築主事の確認を受けて確認済証の交付を受ける為に、建築基準法第6条の規定に基づき、建築主が鹿児島県建築主事に対して申請したものである。

建築主事は、この申請を平成17年6月17日に受け付け、その計画の内容を審査し、建築基準関係規定に適合するものであることを平成17年7月13日に確認した。

本件対象公文書は、当該手続き、審査の経過並びに個人情報、法人情報及び公共の安全等に関する情報を示す書類であり、その内訳は次のとおりである。

- ① 確認済証
- ② 指導事項が記載された表紙及び別紙
- ③ 建築確認チェックリスト
- ④ 建築基準法の規定に基づく申請書について（進達）
- ⑤ 確認申請書（建築物）第一面から第五面
- ⑥ 委任状
- ⑦ 設計図書（附近見取図、配置図、日影図、2以上の立面図）
- ⑧ 設計図書（室内仕上げ表、各階平面図、2以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、構造詳細図、構造計算書、特記仕様書、各住戸採光・換気計算書、シックハウス使用建材料表、シックハウス換気計算書、建具表、建築設備図一式）

(2) 一部開示の理由

本件対象公文書は、条例第7条の規定により、開示の適否を判断した。

その結果、別紙のとおり対象公文書に条例第7条の不開示情報が含まれていたため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示としたものである。

また、不開示とした部分は、建築基準法第93条の2の規定により閲覧が可能な情報以外に該当し、当該条例においても「公にされていない」情報に該当する。

4 参加人の主張

本件対象公文書である確認申請書の申請者である建築主と建築主から依頼を受けて設計図書を作成した設計者は、本件異議申立ての利害関係人であることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第24条第1項の規定により本件異議申立てに参加した。

参加人が、口頭による意見陳述、意見書及び補足意見書で主張した概要は、次のとおりである。

(1) 建築主

現在のマンション経営に要求されるのは、立地条件はもちろん他社にないデザイン、装備、間取り、使い勝手等が要求される。未公開のこの物件の情報が公開されると、同様の建築物を検討している者にとって、更に良い建築物を建築する際の参考にされてしまうので、本件建築主の競争上の地位を害するおそれがある。

(2) 設計者

法人である設計者が建築設計に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望やコスト等を踏まえながら構造耐力上の安全性や限られたスペース内での部屋の有効的な配置等を工夫しながら創意工夫してできあがった著作物（作品）である。

このように作成された設計図書が、開示請求という方法でいとも簡単に第三者に公表され、これを元に同様の設計書が簡単に作成可能となってしまうことを許してしまえば、設計業務を職としている我々設計事務所の競争上の地位について不利益を被るばかりか、正当な経済活動そのものの基盤をも揺るがすことになる。

5 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年1月27日	諮問を受けた。
2月21日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月23日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
5月19日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
6月14日	異議申立人から意見書を受理した。
6月16日	諮問の審議を行った。
7月25日	諮問の審議を行った。（参加人から意見を聴取）
8月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は上記3の(1)記載のとおりであるが、このうち本件異議申立人が開示を求めているのは、不開示とされた⑧設計図書中の「基礎伏図」、「構造詳細図」及び「構造計算書」の3文書だけであることから、以下これら3文書のみを審査の対象とする。

イ 法人等に関する情報について

(ア) 条例第7条第2号該当性

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については，同号ただし書に該当する場合を除いて，開示しないことができる」と規定している。

これは，法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ，その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており，その適正な活動は，社会の維持存立と発展のために尊重され，保護されなければならないことから，公にすることにより，当該法人等又は事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については，不開示とすることとしたものである。

不開示とした基礎伏図，構造詳細図及び構造計算書は，建築主から依頼を受けた設計事務所に属する設計者が作成した設計図書（著作物と認められる。）であり，同号前段に該当することは明らかである。

同号後段の「権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは，例えば，法人等の生産，技術，販売，営業等に関する情報であつて，公にすることにより，当該法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがある情報をいう。

基礎伏図，構造詳細図及び構造計算書は，設計者が建築設計に関する知識と独自の技術力を駆使して設計した建築物の設計図書の一部であり，これが公にされると同業者に参考とされるなど設計者の競争上の地位等を害するおそれがあり，同号後段にも該当するものと認められる。

(イ) 条例第7条第2号ただし書該当性

本件異議申立人は，設計図書は同号ただし書に該当するため開示すべきと主張している。

同号ただし書は，「ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，

公にすることが必要であると認められる情報を除く」と規定している。

これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としており、このため同法は建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、建築主は工事に着手する前に確認の申請書を建築主事に提出して確認済証の交付を受けなければならない旨規定している。

本件対象公文書である確認申請書は、確認済証の交付を受けていることから、条例第7条第2号ただし書に該当するとは認められない。

ウ その他の主張について

本件異議申立人は、共同住宅は特殊建築物なのに図面に屋外階段がない等について主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから当審査会では判断しない。

以上のことから、本件対象公文書のうち本件異議申立人が開示を求めている部分は、条例第7条第2号に該当し、開示しないことができるものであり、その他の条項の該当の有無について判断するまでもなく、実施機関の決定は妥当であるので「1 審査会の結論」のとおり判断する。